

## 12 案内設備

### 【基本的な考え方】

- ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設の配置を表示します。

条例第6章の適用対象建築物

#### <バリアフリー法施行令>

**第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。**

**2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。**

**3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。**

・「その他の設備」とは、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備等が該当する。

・「国土交通大臣が定める方法」とは、次のものを言います。(平成18年国土交通省告示第1491号)

- ① 文字等の浮き彫り
- ② 音による案内(インターフォン等)
- ③ 点字及び前二号に類するもの

## 整備例

●：整備基準（\_\_\_\_\_は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）

○：整備が望ましい項目

### ■案内板の整備例

